

# さいたま市立三橋中学校PTA会則

## 第1章 名称

第1条 本会はさいたま市立三橋中学校PTAと称し、事務局を三橋中学校内（さいたま市大宮区三橋1-1300）に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は次の項目についての活動を目的とする。

- (1) 家庭、学校、地域における生徒の福祉増進
- (2) 家庭、学校、地域の協力による生徒の心身の健全な発育推進
- (3) 学校の教育的環境の整備
- (4) 会員相互の教養、親睦
- (5) 進路に関する研究

## 第3章 会員

第3条 本会の会員は本会の趣旨を理解し加入する、本校に在籍する生徒の保護者及び勤務する教職員とする。

- 2 会員は、すべて平等の権利を有する。
- 3 会員は役員に選ばれる資格を有する。

## 第4章 役員

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 参与 1名（学校長）
- (2) 顧問 若干名（1名は部活動育成会直前会長）
- (3) 会長 1名（保護者）
- (4) 副会長 若干名（保護者及び1名は教頭）
- (5) 書記 若干名（保護者及び1名は教職員）
- (6) 会計 若干名（保護者及び1名は教職員）
- (7) 会計監査員 若干名（保護者）

第5条 役員任期は定期総会で承認された日から次期定期総会開催日までとし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた時にはこれを補充する。補欠で役員になった者の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 参与はすべての会議に出席することができ、意見を述べることができる。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその仕事を代行する。
- (4) 書記は会の議事を記録し、活動を周知する。

- (5) 会計は本会の会計事務を処理する。
- (6) 会計監査員は本会の会計監査を行う。

第7条 本会に顧問を置く。部活動育成会直前会長とする。

- 2 会長が人選し、運営委員会の承認を経て委嘱することもできる。
- 3 顧問は本会の諮問に応じる。

## 第5章 会議

第8条 本会の会合は総会及び運営委員会、専門委員会、特別委員会、本部役員会とする。

第9条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は会員をもって構成する。
- 3 定期総会は年1回開催する。
- 4 臨時総会は会員の5分の1以上の要求があった時、または本部役員会において必要と認められた場合に開催する。
- 5 総会において次のことを協議決定する。
  - (1) 前年度の事業報告及び決算
  - (2) 新年度の事業計画及び予算
  - (3) 役員承認
  - (4) 会則の改廃
  - (5) その他の本会運営に関する事項
- 6 総会は全会員の3分の2以上（委任状を含む）の出席で成立し、議決は出席者の過半数とする。

第10条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関である。本部役員、専門委員会委員長及び副委員長をもって構成し、会務の執行に関し協議する。

- 2 運営委員会において次のことを連絡協議する。
  - (1) 総会から委任された事項
  - (2) 本部役員から付議された事項
  - (3) 総会に付議する事項
  - (4) 予算、決算の審議に関する事項
  - (5) 細則の制定及び改廃
  - (6) 役員承認
  - (7) その他、会務の執行に関する事項及び緊急を要する事項

第11条 本会のすべての会議は、出席者の過半数をもって議決とする。

第6章 会計第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の会費は会員一世帯につき年額4,500円とし、一括納入とする。

2 入会時期により月割りとする。

第14条 本会の会計は年2回監査を受けるものとする。ただし、会計年度途中で実施した監査結果は参与及び会長に報告し、会計年度終了後の監査結果は総会に報告するものとする。

## 第7章 その他

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第16条 本会の会則の改廃は総会において議決することができる。

## 附則

この会則は、平成30年5月1日から施行する。

令和2年7月13日 一部改正 同日施行

令和3年4月1日 一部改正 同日施行